

5郡教学第2742号
令和6（2024）1月25日

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

行方不明事案に関する注意喚起について（依頼）

このことについて、福島県教育庁義務教育課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

本市においても、児童生徒がSNS等を通して、知り合った人物と実際に会う、相手に要求され自分の写真を送信するという事案が発生しております。

については、貴所属職員に周知するとともに、別添チラシを活用し、児童生徒の発達段階に応じて具体的に指導願います。

また、各学校のwebサイトへの掲載や保護者会での配付等を通して、保護者にも注意喚起願います。

（担当 学校教育推進課 指導主事 佐藤 真一）

郡山市教育委員会 学校教育推進課
令和6年1月23日收受 第2742号

5 教 義 号 外
令和6年1月23日

各市町村教育委員会教育長 様



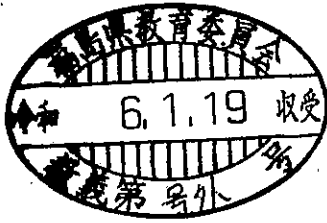
福島県教育庁義務教育課長
(公 印 省 略)

行方不明事案に関する注意喚起について（依頼）

このことについて、福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

つきましては、貴所属の小・中学校長（義務教育学校を含む。）への周知をお願いするとともに、各学校におかれましては、児童生徒に対してSNS等で知り合いになった人物と実際に会うことの危険性を十分に理解させ、絶対に会わないよう指導していただきますよう重ねてお願いいたします。

（事務担当 義務教育課 電話 024-521-7774）



少 対 第 3 号
令和 6 年 1 月 19 日

総務部私学・法人課長
教育庁義務教育課長 様
教育庁高校教育課長

福島県警察本部生活安全部
少年女性安全対策課長

行方不明事案に関する注意喚起について（依頼）

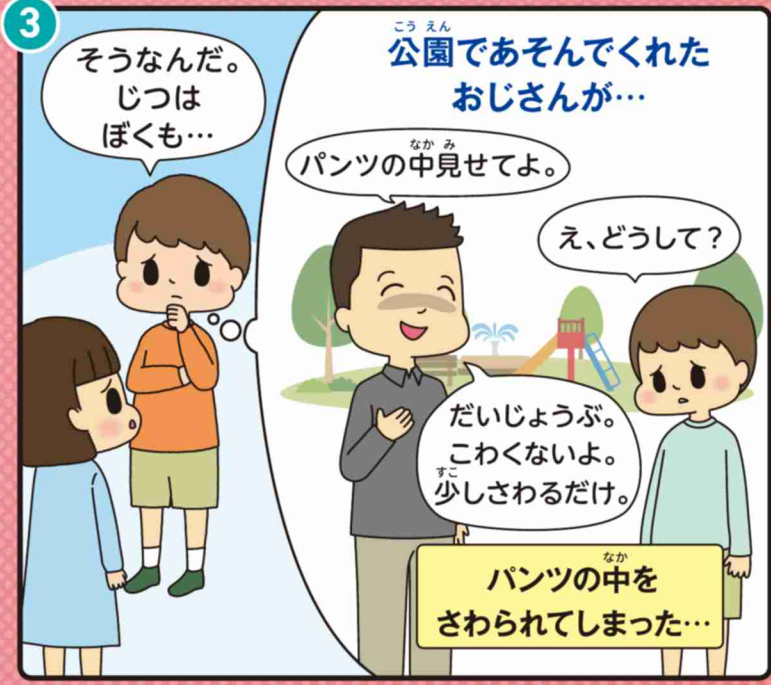
県内の児童生徒がSNSで知り合った者に会いに行くなどする行方不明事案が散発的に発生していることから、別添チラシ等を活用し、引き続きSNSの相手方に会いに行くことの危険性について、注意喚起の強化をお願いします。

以 上

（連絡先 少年対策係 522-2121（内3072））

子どもを守るための

法律のルールってどんなものがあるの？



そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。

ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。

あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、

それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。

それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。

親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

服ぬいで。
写真
とらせてよ。



はだかの写真をとられてしまった...

子どものはだかや

下着すがたの写真・動画を
とることは、犯罪です。



SNSで知り合った人から...



わたしも
同じ年だよ!
仲良くなれて
うれしい
わたしも!
今度会おうよ
女の子同士だ
から安心だよ

会いたいね!
そうだね~
日曜会おうよ
かわいい服
買ってあげる
ほんとに?
やったー!

写真とって
送ってよ
どんな写真?
はだかの写真
服ぬいで、
胸みせた写真を
とって送って
みんな
やってるよ



こんな
メッセージがきた...

子どもに、

- うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、体をさわったりする目的で、会おうと言うこと
- 自分のはだかの写真・動画をとって送るように言うことは、犯罪です。



困ったときはここに相談してみよう

人権相談 (法務局)

● こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

● SNS (LINE) 人権相談



● こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)

無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

● 子供のSOSの相談窓口

● 24時間子供SOSダイヤル

(なやみ言おう)

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)
無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時~21時受付



親子のための
相談LINE



※お住まいの地域に
よって受付時間が
異なります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

(いちばやく)
無料 ☎ 189
※24時間受付



保護者の方へ

2023年(令和5年)6月に、
性犯罪についての法律が改正されました。



法教育
マスコミキャラクター
ポリス君

詳細は
法務省HPへ



知っておこう!

せい はん ざい ほう りつ
性犯罪についての法律ってどんなもの?

1

げんき 元気ないね。 なにかあった?

うーん。 実はね…

2

なかよ だいがくせい あ SNSで仲良くなった大学生と会ったら…

あ 会いたいね!

わたし 私も~

い カラオケ行こうよ!

いいよ😊

キスしたいな。 胸もさわらせてよ。

わたし え…私は そんな つもりじゃ…

こわ 怖くて何もできず、キスをされ、 胸をさわられてしまった

3

そうなんだ。 じつ 実は僕も…

さき てんちよう バイト先の店長に…

ぬ スボン、脱いで。 体さわらせてよ。

い、いやです…

いいじゃん。 バイトやめたくないでしょ?

プライベートゾーン※を さわられてしまった…

※水着で隠れる部分などの自分だけの大切なところ

4

けど、イヤって 言えなかった わたし わる 私が悪いんだし、 こんなの犯罪の被害 とはいえないよね…

クビになったら こま 困るから 断れなかった… それに、男が被害に おとこ ひが い あうって変だよな…

そんなことはありません!

たと ぼう こう きょう ぼうく しやうがい ぎやうたい じやうたい たち ば えいきやうりよく げんいん
例えば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらめくことが難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です!

このような状況ではなくても、13歳未満(12歳以下)の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人に性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうむしやう
法務省
HPへ



性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

たとえ

- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。

また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「**撮影罪**」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

たとえ

- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかとも思った場合は迷わず相談してください

人権相談 (法務局)

●こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

●SNS (LINE) 人権相談



平日
午前8時30分
～
午後5時15分

●こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)

無料 ☎ #8103 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のための

ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)

無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

(なやみ言おう)

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



親子のための 相談LINE



※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

無料 ☎ 189

※24時間受付

